

**大網白里市**

**生活困窮者自立相談支援事業**

**委託業者募集要項**

**令和6年10月**

**大網白里市社会福祉課**

# 目 次

1	業務の名称等	1
2	応募資格	1
3	全体スケジュール	2
4	募集要項の配布	2
5	質問の受付及び回答	2
6	参加申込書の提出について	3
7	参加資格審査	3
8	企画提案書等の提出について	4
9	選定の基準、方法等	4
10	委託業者の決定について	6
11	その他の留意事項	6
12	資料	6
13	問合先	6
(別紙1)	公募型プロポーザル参加申込書	7
(別紙2)	公募型プロポーザル企画提案書	8
(別紙3)	質問書	10
(別紙4)	誓約書	11

# 大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者募集要項

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者の就労、心身、地域社会からの孤立の状況等に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ継続的な相談支援・就労支援等の体制を構築することを目的とした業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により提案者を募集し、応募者の中から委託業者を選定する。

## 1 業務の名称等

### (1) 業務名

大網白里市生活困窮者自立相談支援業務

### (2) 内容

別添「大網白里市生活困窮者自立相談支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める。

### (3) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

委託料の上限額は、5年間総額81,117,000円とする。

なお、委託料の上限を超えた場合は失格とする。

## 2 応募資格

### (1) 応募資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- ① 生活困窮者自立支援法施行規則第9条の規定に該当する。
- ② 官公庁において、生活困窮者への支援業務の実績を有する。
- ③ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有する。

### (2) 欠格事項

法人又はその代表者が次の事項に該当する場合は応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における入札参加を制限されている。
- ② 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する。
- ③ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又はその利益となる活動を行っている。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生・再生手続中である。

## 3 全体スケジュール

予定期日	内容
令和6年10月7日(月)から 10月30日(水)午後5時まで	募集要項の配布期間（ホームページ掲載）
令和6年10月8日(火)から 10月18日(金)午後5時まで	質問書の提出期間

予 定 期 日	内 容
令和6年10月7日(月)から 10月30日(水) 午後5時まで	募集要項の配布期間 (ホームページ掲載)
令和6年10月8日(火)から 10月18日(金) 午後5時まで	質問書の提出期間
令和6年10月24日(木)午後3時まで	質問書の回答(ホームページ掲載)
令和6年10月24日(木)から 10月30日(水) 午後5時まで	参加申込書の提出期間
令和6年11月6日(水) 午後3時	参加資格審査・結果通知
令和6年11月6日(水)から 11月22日(金) 午後5時まで	企画提案書の提出期間
令和6年11月29日(金)	選定審査 (1次審査)
令和6年12月2日(月) 午後3時	1次審査結果通知
令和6年12月13日(金)	選定審査 (2次審査・プロポーザル選定審査会)
令和6年12月17日(火)	契約候補決定・2次審査結果通知

#### 4 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和6年10月7日(月)から10月30日(水)まで  
月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 大網白里市社会福祉課 ※ホームページにも掲載  
(大網白里市大網115番地2)

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

なお、提出期間外に出された質問、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる質問には回答しない。

- (1) 提出期間 令和6年10月8日(火)から10月18日(金) 午後5時まで
- (2) 提出様式 質問書(別紙3)
- (3) 提出方法 窓口を持参、郵送又は電子メールにより行う。なお、郵送の場合は、令和6年10月18日(金)必着とし、口頭による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、ホームページ上で公開する。なお、質問が無かった場合もその旨を掲載する。
- (5) 回答日時 令和6年10月24日(木) 午後3時

## 6 参加申込書の提出について

本プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

番号	書 類 名	提出部数	
		正本	副本
1	大網白里市生活困窮者自立相談支援業務公募型プロポーザル参加申込書（別紙1）	1	7
2	法人の概要説明書【任意様式】	1	7
3	法人の登記事項証明書 ※ 申請日前3か月前に取得したもの	1	7
4	法人の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類	1	7
5	法人の決算関係書類 ※ 令和5年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、 財産目録その他これらに準ずる書類	1	7
6	直近1年間の国税、県税、市税の納税証明書 ※ 申請日前3か月以内に取得したもの	1	7
7	誓約書（別紙4）	1	7

### (2) 提出部数等

正本1部及び副本（写し）7部を、1部ごとにA4サイズの紙ファイルに綴り提出すること。

また、インデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置が明確になるようにするほか、ファイルの表紙には「大網白里市生活困窮者自立相談支援業務公募型プロポーザル」「参加申込書」及び「法人名」を、背表紙には「参加申込書」及び「法人名」を表示することとする。

### (3) 提出期間、提出方法等

- ① 提出期間 令和6年10月24日（木）から10月30日（水）まで  
月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時まで
- ② 提出場所 〒299-3292  
大網白里市大網115番地2  
大網白里市社会福祉課
- ③ 提出方法 窓口を持参又は郵送により行うこと。  
郵送の場合、書留郵便とし、令和6年10月30日（水）必着

### (4) 提出書類の情報公開等

提出書類の情報公開等は、「11 その他の留意事項」の「(1) 提出書類の情報公開」「(2) 提出書類の留意事項」に記載のとおり取り扱うこととする。

## 7 参加資格審査

提出された参加申込書等の書類を窓口において審査する。

なお、参加資格審査の結果は、令和6年11月6日（水）午後3時に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

## 8 企画提案書等の提出について

参加資格を認められたものは、プロポーザルに関する企画提案書を次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

番号	書類名	提出部数	
		正本	副本
1	企画提案書（別紙2）	1	7
2	各支援員の資格・実績証明書類【任意様式】	1	7
3	見積書【任意様式】	1	7

### (2) 提出部数等

正本1部及び副本（写し）7部を、1部ごとにA4サイズの紙ファイルに綴り提出すること。

また、インデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置が明確になるようにするほか、ファイルの表紙には「大網白里市生活困窮者自立相談支援業務公募型プロポーザル」「企画提案書」及び「法人名」を、背表紙には「企画提案書」及び「法人名」を表示することとする。

なお、企画提案書等の内容については、次の項目に留意すること。

- ① 企画提案書に記載した項目順に内容を作成すること。
- ② 提案は、原則として一案とする。なお、仕様書等を踏まえて記載すること。
- ③ 各支援員の資格・実績証明書類については、業務を受託した後に雇用する場合、雇用計画を提案すること。

### (3) 提出期間、提出方法等

- ① 提出期間 令和6年11月6日（水）から11月22日（金）まで  
月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時まで
- ② 提出場所 〒299-3292  
大網白里市大網115番地2  
大網白里市社会福祉課
- ③ 提出方法 窓口に持参又は郵送により行うこと。  
郵送の場合、書留郵便とし、令和6年11月22日（金）必着

### (4) 提出書類の情報公開等

提出書類の情報公開等は、「11 その他の留意事項」の「(1) 提出書類の情報公開」「(2) 提出書類の留意事項」に記載のとおり取り扱うこととする。

### (5) 参加辞退

参加資格が認められたもので、企画提案書等の提出を行わないものは、辞退届【任意様式】を令和6年11月22日（金）までに、窓口に提出すること。

なお、企画提案書等を提出した後、プロポーザル選定審査会の出席を辞退する場合は、辞退届【任意様式】を令和6年12月12日（木）までに、窓口に提出すること。

## 9 選定の基準、方法等

### (1) 選定の基準

委託業者の選定の基準は、大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定審査基準及び以下に掲げる基準とする。

なお、基準の詳細及び配点は、別紙「選定評価表」のとおりとする。

- ① 生活困窮者自立支援法に基づき、就労や様々な生活課題について、生活困窮者及びその家族並びに関係者等における状況に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を包括的かつ継続的に実施するとともに、関係機関と連携した支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進や地域福祉の推進を図ることを目的としており、当該業務の実施に向け、制度に対する理解や安定した支援が提供できる能力を有していること。
- ② 支援対象者の自立に向けた包括的な支援を提供できる体制を整備するため、専門的な知識・技術を有する支援員が適切に配置されるとともに、各支援員との適切な役割分担のもと、助言・指導・相談等ができる体制を構築すること。
- ③ 支援員の安定的な確保や質の向上を図るため、支援員の処遇改善や業務効率化に向けた取り組みが図られていること。
- ④ 複雑・多様化する地域の生活課題に対応するため、既存の公的なサービスだけでなく、インフォーマルサービスを含めた多様な支援体制を構築し、様々な関係機関との連携が図られていること。
- ⑤ 企画提案書に基づく業務を安定的かつ継続的に実施するにあたり、経費の縮減に向けた取り組み等が図られていること。
- ⑥ ①～⑤に掲げる選定の基準に照らすとともに、以下に掲げる事項を考慮して、総合的に判断する。
  - ア 法人の経営状態
  - イ 法人の事業実績
  - ウ 法の趣旨に対する理解及び基本方針の提案
  - エ 実施体制
  - オ 価格に対する評価
  - カ 業務遂行能力
  - キ リスク管理体制（個人情報保護・情報セキュリティ対策・苦情対応等）
  - ク 対象者の把握、継続的な支援
  - ケ 関係機関との連携・ネットワークの構築や活用

## (2) 選定方法について

選定審査は、大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定審査基準に基づき、1次審査（所管課）及び2次審査（プロポーザル選定審査会）を実施する。

- ① 1次審査は所管課において行うこととし、令和6年11月29日（金）までに法人の経営状態や能力、価格等を審査する。
- ② 2次審査はプロポーザル選定審査会において行うこととし、令和6年12月13日（金）に書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。
- ③ 選定評価表による採点を行い、審査により最上値となった最も適した提案者を委託業者の候補者として選定するものとする。ただし、選定すべき者の合計点が、総配点の6割未満であったときは、選定しない。

## (3) 選定結果の通知と公表

各審査後、速やかにプロポーザル提案者に審査結果を通知する。

なお、市ホームページに選定結果の概要を公表する。

## (4) 選定対象からの除外

下記の要件のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

- ① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

## 10 委託業者の決定について

2次審査（プロポーザル選定審査会）で選定された委託業者の候補者を財政課に報告し、委託業者の決定後、契約締結手続きを行う。

## 11 その他の留意事項

### (1) 提出書類の情報公開

提出された申請書類等は、大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づき情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は同条例に定める非公開情報（個人情報、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）が記載されている部分を除き、原則公開とする。

なお、委託業者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については、そのおそれなくなった時期に公開するものとする。

### (2) 提出書類の留意事項

#### ① 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えによる提案内容の変更はできないものとする（市が内容の訂正を求める場合を除く。）。

#### ② 費用負担

応募に必要な費用は、申請者の負担とする。

### (3) 事業の引継ぎ

委託業者は、委託期間が終了するときは、事業全般が円滑に継続できるよう、市又は次期委託業者に対し円滑に業務の引継ぎを行うこと。

### (4) 個人情報の取扱い

委託業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとする。

### (5) その他の協議すべき事項

募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び委託業者双方が誠意を持って協議するものとする。

## 12 資料

- (1) 大網白里市生活困窮者自立相談支援業務仕様書
- (2) 大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定審査基準
- (3) 選定評価表

## 13 問合せ先

窓 口：大網白里市社会福祉課 社会福祉班

電 話：0475（70）0330

FAX：0475（72）8454

E-mail：[fukushi@city.oamishirasato.lg.jp](mailto:fukushi@city.oamishirasato.lg.jp)

(別紙1)

大網白里市生活困窮者自立相談支援業務公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

大網白里市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

下記の業務に係る公募型プロポーザルへの参加を申込みします。

記

1 業務名称

大網白里市生活困窮者自立相談支援業務

2 添付書類

- (1) 法人の概要説明書
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 法人の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類
- (4) 法人の決算関係書類
- (5) 直近1年間の国税、県税、市税の納税証明書
- (6) 誓約書

(別紙2)

大網白里市生活困窮者自立相談支援業務  
公募型プロポーザル企画提案書

業務の名称	大網白里市生活困窮者自立相談支援業務			
提案年月日	年 月 日			
提案団体				
代表者氏名		設立年月日	年 月 日	
団体所在地				
電話番号		F A X 番号		
E-mail				
現在実施している類似業務	発注者	主な業務内容	契約期間	
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日

(別紙可)

- 1 法の趣旨に対する理解及び基本方針の提案
- 2 実施体制について
  - ① 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）
  - ② 職員の研修計画
- 3 支援員の確保や質を向上させるための方策について
- 4 業務を安定的かつ継続的に実施するための経費縮減に向けた取り組みについて
- 5 リスク管理体制について
  - ① 個人情報保護・セキュリティ対策について
  - ② 苦情処理体制について
- 6 対象者の把握、支援方法
- 7 関係機関との連携・ネットワークの構築
- 8 団体の理念について
  - ① 団体の経営方針等
  - ② 公募型プロポーザルに参加した理由
  - ③ 本業務に対する将来展望
- 9 その他 特記すべき事項

(別紙3)

令和6年 月 日

## 質 問 書

大網白里市長 様

	名 称
	担当者氏名
質問者	所 在 地
	電 話
	E-M a i l

大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者募集要項、大網白里市生活困窮者自立相談支援業務仕様書等について、以下の質問がありますので提出します。

番号	資料名称 ページ・項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(別紙4)

令和 年 月 日

大網白里市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
連絡先

## 誓約書

下記の資格要件については、事実と相違ないこと誓約します。

### 記

法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている。
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから2年を経過していない。
- ③ 市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する、又は同法第180条の5の規定より市に設置する委員会の委員が同法第180条の5第6項に規定する役員等に相当する（市が当該団体に対して資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合を除く。）。
- ④ 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する。
- ⑤ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又はその利益となる活動を行っている。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生・再生手続中である。